

様式第1号(甲) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和 8 年 4 月 10 日

堺市議会議長 様

会派の名称
代表者氏名
経理責任者氏名

非所属クラブ
長谷川 俊英
長谷川 俊英



について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,600,000	300,000 × 12 = 3,600,000
2 その他	511	銀行預金利息
収入合計	3,600,511	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費 充当額	備 考
調査研究費	59,186	59,186	自治体学会年会費 市内調査ガソリン代等 堺バルーン運行状況などの調査 他市における関係施策の調査 市内書店の振興施策の調査
研修費	57,980	57,980	近畿市民派議員交流・学習会 HPVワクチン被害者に関する上映学習会 石綿問題総合対策研究会
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	0	0	
資料作成費	0	0	
資料購入費	76,740	76,740	新聞、参考書籍、定期刊行物の購入
広報・広聴費	2,096,782	2,096,782	議会報告紙の作成・配布
人件費	985,260	985,260	政務活動補助職員の雇用(2名)
事務・事務所費	321,574	321,574	無償借り上げ事務所における政務調査活動経費 (備品購入など)
支出合計	3,597,522	3,597,522	

2025度 事業実施報告書

<p>[調査研究費] 市内調査及び市政関係調査等 学会等加入</p>	<p>①11月26日 ②12月1日 ③1月14日 ④2月1日 ⑤3月1日 4月1日～ 3月30日</p>	<p>豊能町にて国民健康保険料に関して調査した。 堺バルーンの運行状況などに関して調査した。 京都市内の精神障害者オアシス活動など調査 武蔵野プレイスの利用状況などを調査した。 堺市内書店の振興施策などに関して調査した。 市政調査のために自家用車を使用した。 自治体学会、情報公開クリアリングハウスに加入し情報提供等を受けた。</p>
<p>[研修費] 研究会等への参加</p>	<p>①11月11日 ②12月10日 ③1月16日 ④1月30日-31日</p>	<p>近畿市民派議員交流・学習会(西宮市)に参加 HPVワクチン被害者に関する上映学習会参加 近畿市民派議員交流・学習会(高砂市)に参加 石綿問題総合対策研究会に参加</p>
<p>[要請・陳情活動費] 該当支出なし</p>		
<p>[会議費] 該当支出なし</p>		
<p>[資料作成費] 該当支出なし</p>		
<p>[資料購入費] 新聞購読・書籍購入</p>	<p>4月1日～ 3月31日</p>	<p>月極購読1紙購入、定期刊行物の購入 参考書籍・資料購入</p>
<p>[広報・広聴費] 議会報告紙の発行・配布</p>	<p>4月1日～ 3月31日</p>	<p>広報紙(議員活動報告No.103, No.104)を作成し、配布。 発行回数=2回。発行部数計=120,000部</p>
<p>駅前議会報告</p>	<p>①4月3日～ 5月14日 ②10月7日～ 11月12日</p>	<p>北区内の各駅駅頭(各回14か所)にて議会報告のスピーチを行い、広報紙(議員活動報告)を配布した。</p>
<p>市政報告会の開催</p>	<p>①5月11日 ②11月8日</p>	<p>いずれも長谷川俊英事務所において開催。議会報告を行い、参加者の意見等を聴取した。</p>
<p>市政・暮らし相談</p>	<p>4月1日～ 3月30日</p>	<p>事務所等での面談、電話、電子メール、郵便等により随時市民相談を行い、市政状況を把握した。</p>
<p>[人件費]</p>	<p>4月1日～ 3月31日</p>	<p>政務活動補助職員(2名)を雇用し、必要な業務を行わせた。</p>
<p>[事務・事務所費] 無償借り上げ事務所における活動</p>	<p>4月1日～ 3月31日</p>	<p>市政に関する諸問題について調査研究活動などを行うため、長谷川俊英ほかが所有する建物の1階部分を無償にて借り上げ、必要な備品等の整備を行った。</p>

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4月8日	408		900	-900	駐車料金（中百舌鳥駅①②議会報告）	⑦	
4月9日	409		300	-1,200	駐車料金（北花田駅①②議会報告）	⑦	
4月10日		900,000		898,800	政務活動費（第1四半期分）受入		
4月10日	410		5,274	893,526	固定電話料金（3月請求分）50%	⑨	
4月14日	414		394,944	498,582	議員活動報告No.103 44,000部	⑦	
4月22日	422		400	498,182	駐車料金（中百舌鳥駅南議会報告）	⑦	
4月24日	424-1		300	497,882	駐車料金（白鷺駅前議会報告）	⑦	
4月24日	424-2		3,630	494,252	単1電池 30本 議会報告に使用するワイヤレススピーカー用	⑦	
4月28日	428-1		660	493,592	インターネットサービス料（3月分）50%	⑨	
4月28日	428-2		700	492,892	駐車料金（百舌鳥八幡駅前議会報告）	⑦	
4月28日	428-3		1,706	491,186	ガソリン代 25%	①	
4月30日	430-1		1,205	489,981	携帯電話料金（4月請求分）25%	⑨	
4月30日	430-2		4,900	485,081	新聞購読料（4月分）	⑥	
4月30日	430-3		500	484,581	駐車料金（三国ヶ丘駅前議会報告）	⑦	
4月30日	430-4		8,700	475,881	アルバイト料（4月分）OK	⑧	
4月30日	430-5		90,360	385,521	アルバイト料（4月分）UK	⑧	
		900,000	514,479				
		900,000	514,479	385,521			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5月1日				385,521			
5月1日	501		550	384,971	駐車料金(堺市駅前議会報告)	⑦	
5月5日	505		530	384,441	単3電池 10本 駅前議会報告に使用するマイク用	⑦	
5月7日	507-1		500	383,941	駐車料金(北花田駅③④議会報告)	⑦	
5月7日	507-2		8,100	375,841	議員活動報告配布委託料(S)	⑦	
5月8日	508-1		220	375,621	駐車料金(百舌鳥駅前議会報告)	⑦	
5月8日	508-2		1,980	373,641	書籍名:おかしくないですか?	⑥	
5月12日	512		5,123	368,518	固定電話料金(4月請求分)50%	⑨	
5月14日	514		1,200	367,318	駐車料金(中百舌鳥駅北議会報告)	⑦	
5月17日	517		1,714	365,604	ガソリン代 25%	①	
5月21日	521-1		31,384	334,220	議員活動報告送信用 ビニール封筒 他	⑦	
5月21日	521-2		1,680	332,540	コピー用紙A4(80%)	⑨	
5月26日	526-1		660	331,880	インターネットサービス料 (4月分)50%	⑨	
5月26日	526-2		1,560	330,320	議員活動報告送信用 コピー用紙 B5	⑦	
5月31日	531-1		4,900	325,420	新聞購読料(5月分)	⑥	
5月31日	531-2		8,100	317,320	アルバイト料(5月分)OK	⑧	
5月31日	531-3		55,440	261,880	アルバイト料(5月分)UK	⑧	
月 計		0	123,641				
累 計		900,000	638,120	261,880			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
	番号						
6月1日				261,880	前月から繰越		
6月2日	602-1		961	260,919	携帯電話料金(5月請求分) 25%	⑨	
6月2日	602-2		5,152	255,767	情報公開クリアリングハウス年会費 (払込料金含む)	①	
6月6日	606		175,919	79,848	議員活動報告(No.103)配布委託料28,500部 関西仕事づくりセンターへの振込手数料	⑦	
6月8日	608		1,393	78,455	ガソリン代 25%	①	
6月10日	610		5,247	73,208	固定電話料金(5月請求分) 50%	⑨	
6月26日	626		660	72,548	インターネットサービス料 (5月分)50%	⑨	
6月28日	628		1,476	71,072	ガソリン代 25%	①	
6月30日	630-1		946	70,126	携帯電話料金(6月請求分) 25%	⑨	
6月30日	630-2		4,900	65,226	新聞購読料(6月分)	⑥	
6月30日	630-3		31,200	34,026	アルバイト料(6月分) OK	⑧	
6月30日	630-4		77,100	-43,074	アルバイト料(6月分) UK	⑧	
月計		0	304,954				
累計		900,000	943,074	-43,074			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
	番号						
7月1日				-43,074	前月から繰越		
7月3日	703		1,080	-44,154	活動報告発送作業 交通費	⑦	
7月7日	707		7,652	-51,806	自治体学会年会費	①	
7月10日		900,000		848,194	政務活動費(第2四半期分)受入		
7月10日	710-1		5,198	842,996	固定電話料金(6月請求分)50%	⑨	
7月10日	710-2		1,870	841,126	「いじめ防止対策」と子どもの権利	⑥	
7月10日	710-3		990	840,136	「生徒指導提要」一令和4年12月一	⑥	
7月10日	710-4		75,840	764,296	事務所用パソコン80%	⑨	
7月10日	710-5		75,200	689,096	ノートパソコン80%	⑨	
7月16日	716		30,991	658,105	政務活動用デジタルカメラ(50%)	⑨	
7月17日	717		1,606	656,499	ガソリン代 25%	①	
7月28日	728-1		660	655,839	インターネットサービス料(6月分)50%	⑨	
7月28日	728-2		4,000	651,839	「言論空間」年間定期購読料	⑥	
7月31日	731-1		972	650,867	携帯電話料金(7月請求分) 25%	⑨	
7月31日	731-2		4,900	645,967	新聞購読料(7月分)	⑥	
7月31日	731-3		13,800	632,167	アルバイト料(7月分) OK	⑧	
7月31日	731-4		68,070	564,097	アルバイト料(7月分) UK	⑧	
月計		900,000	292,829				
累計		1,800,000	1,235,903	564,097			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動

費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請
・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、
⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
	番号						
8月1日				564,097	前月から繰越		
8月4日	804		1,037	563,060	ガソリン代 25%	①	
8月12日	812		5,789	557,271	固定電話料金（7月請求分）50%	⑨	
8月16日		271		557,542	利息		
8月17日	817		1,856	555,686	ガソリン代 25%	①	
8月20日	820		237,603	318,083	議員活動報告 No103 郵送代 特約ゆうメール便発送	⑦	
8月26日	826		660	317,423	インターネットサービス料 （7月分）50%	⑨	
8月30日	830-1		3,300	314,123	アルバイト料（8月分）OK	⑧	
8月30日	830-2		72,270	241,853	アルバイト料（8月分）UK	⑧	
8月31日	831		4,900	236,953	新聞購読料（8月分）	⑥	
月 計		271	327,415				
累 計		1,800,271	1,563,318	236,953			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
9月1日				236,953	前月から繰越		
9月1日	901		944	236,009	携帯電話料金(8月請求分) 25%	⑨	
9月8日	908		1,639	234,370	ガソリン代 25%	①	
9月10日	910		5,901	228,469	固定電話料金(8月請求分) 50%	⑨	
9月17日	917-1		29,699	198,770	議員活動報告発送用 ビニール封筒他	⑦	
9月17日	917-2		1,015	197,755	フラットファイル・スティックのり(50%)	⑨	
9月26日	926		731	197,024	インターネットサービス料 (8月分)50%	⑨	
9月30日	930-1		1,222	195,802	携帯電話料金(9月請求分) 25%	⑨	
9月30日	930-2		3,300	192,502	アルバイト料(9月分) OK	⑧	
9月30日	930-3		68,070	124,432	アルバイト料(9月分) UK	⑧	
9月30日	930-4		4,900	119,532	新聞購読料(9月分)	⑥	
9月30日	930-5		1,408	118,124	ガソリン代 25%	①	
月 計		0	118,829				
累 計		1,800,271	1,682,147	118,124			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
10月1日				118,124	前月から繰越		
10月1日	1001		10,934	107,190	議員活動報告発送用 ワープロラベル	⑦	
10月6日	1006		1,240	105,950	集中スイッチ付タップ代 50%	⑨	
10月10日		900,000		1,005,950	政務活動費(第3四半期分)受入		
10月10日	1010-1		652,080	353,870	議員活動報告No.104 76,000部	⑦	
10月10日	1010-2		6,003	347,867	固定電話料金(9月請求分)50%	⑨	
10月10日	1010-3		9,338	338,529	コピー機用 インクボトル(80%)	⑨	
10月10日	1010-4		6,224	332,305	一太郎2025 バージョンアップ版 50%	⑨	
10月14日	1014		400	331,905	駐車料金(中百舌鳥駅南議会報告)	⑦	
10月20日	1020		1,318	330,587	ガソリン代 25%	①	
10月21日	1021		700	329,887	駐車料金(百舌鳥八幡駅前議会報告)	⑦	
10月23日	1023		900	328,987	駐車料金(中百舌鳥駅①②議会報告)	⑦	
10月27日	1027		731	328,256	インターネットサービス料 (9月分)50%	⑨	
10月28日	1028		300	327,956	駐車料金(白鷺駅前議会報告)	⑦	
10月29日	1029		400	327,556	駐車料金(三国ヶ丘駅前議会報告)	⑦	
10月30日	1030		100	327,456	駐車料金(北花田駅①②議会報告)	⑦	
10月31日	1031-1		938	326,518	携帯電話料金(10月請求分) 25%	⑨	
10月31日	1031-2		4,900	321,618	新聞購読料(10月分)	⑥	
10月31日	1031-3		7,500	314,118	アルバイト料(10月分) OK	⑧	
10月31日	1031-4		80,130	233,988	アルバイト料(10月分) UK	⑧	
月 計		900,000	784,136				
累 計		2,700,271	2,466,283	233,988			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
	番号						
11月1日				233,988	前月から繰越		
11月4日	1104		330	233,658	駐車料金(百舌鳥駅前議会報告)	⑦	
11月5日	1105		440	233,218	駐車料金(浅香駅前議会報告)	⑦	
11月6日	1106		550	232,668	駐車料金(堺市駅前議会報告)	⑦	
11月10日	1110-1		5,861	226,807	固定電話料金(10月請求分)50%	⑨	
11月11日	1111-1		2,500	224,307	第137回近畿市民派議員交流・学習会 参加費	②	
11月11日	1111-2		1,800	222,507	近畿市民派議員交流・学習会 駐車料金	②	
11月11日	1111-3		3,100	219,407	「下手くそやけどなんとかいきてるねん」 「弱さでつながり社会を変える対談」	⑥	
11月12日	1112-1		8,700	210,707	議員活動報告配布委託料(S)	⑦	
11月12日	1112-2		1,200	209,507	駐車料金(中百舌鳥駅北議会報告)	⑦	
11月13日	1113-1		1,728	207,779	ガソリン代 25%	①	
11月13日	1113-2		3,168	204,611	灯油代(事務所暖房用)80%	⑨	
11月17日	1117		300	204,311	駐車料金(大仙公園)	①	
11月20日	1120		200	204,111	駐車料金(大仙公園)	①	
11月26日	1126-1		731	203,380	インターネットサービス料 (10月分)50%	⑨	
11月26日	1126-2		4,140	199,240	豊能町 手土産代	①	
11月27日	1127		1,888	197,352	ガソリン代 25%	①	
11月29日	1129-1		30,600	166,752	アルバイト料(11月分)OK	⑧	
11月29日	1129-2		59,640	107,112	アルバイト料(11月分)UK	⑧	
11月30日	1130		4,900	102,212	新聞購読料(11月分)	⑥	
月 計			131,776				
累 計		2,700,271	2,598,059	102,212			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
12月1日				102,212	前月から繰越		
12月1日	1201-1		200	102,012	駐車料金（大仙公園）	①	
12月1日	1201-2		3,200	98,812	おおさか堺バルーン 気球搭乗代金	①	
12月1日	1201-3		950	97,862	携帯電話料金(11月請求分) 25%	⑨	
12月10日	1210-1		6,101	91,761	固定電話料金（11月請求分）50%	⑨	
12月10日	1210-2		1,179	90,582	能率手帳 2026年（80%）	⑨	
12月10日	1210-3		1,610	88,972	さくらのドメインサービス料（50%）	⑨	
12月10日	1210-4		1,600	87,372	HPVワクチン被害者は訴える 駐車料金	②	
12月19日	1219		175,992	-88,620	議員活動報告（No.104）配布委託料28,500部 関西仕事づくりセンターへの振込手数料	⑦	
12月21日	1221		540	-89,160	活動報告発送作業 交通費	⑦	
12月22日	1222		1,390	-90,550	ガソリン代 25%	①	
12月26日	1226-1		731	-91,281	インターネットサービス料 (11月分)50%	⑨	
12月26日	1226-2		27,900	-119,181	アルバイト料(12月分) OK	⑧	
12月26日	1226-3		84,900	-204,081	アルバイト料(12月分) UK	⑧	
12月31日	1231-1		4,900	-208,981	新聞購読料（12月分）	⑥	
12月31日	1231-2		4,665	-213,646	灯油代（事務所暖房用）80%	⑨	
12月31日	1231-3		1,291	-214,937	ガソリン代 25%	①	
月 計			317,149				
累 計		2,700,271	2,915,208	-214,937			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
1月1日				-214,937	前月から繰越		
1月5日	0105		938	-215,875	携帯電話料金(12月請求分) 25%	⑨	
1月7日	0107		6,000	-221,875	「関西労災職業病」購読料 2024年3月～2026年2月分	⑥	
1月10日		900,000		678,125	政務活動費(第4四半期分)受入		
1月13日	0113-1		6,117	672,008	固定電話料金(12月請求分) 50%	⑨	
1月13日	0113-2		2,110	669,898	第137回近畿市民派議員交流・ 学習会 高速料金	②	
1月13日	0113-3		2,710	667,188	豊能町 現地調査 高速料金	①	
1月14日	0114		914	666,274	ガソリン代 25%	①	
1月16日	0116		1,000	665,274	第138回近畿市民派交流・学習会in高砂 参加費	②	
1月20日	0120-1		232,900	432,374	議員活動報告 No104 郵送代 特約ゆうメール便発送	⑦	
1月20日	0120-2		1,341	431,033	ガソリン代 25%	①	
1月24日	0124		660	430,373	コミュニティカフェ「ひとつぶの種」駐車料金	①	
1月26日	0126		731	429,642	インターネットサービス料 (12月分)50%	⑨	
1月29日	0129-1		839	428,803	ガソリン代 25%	①	
1月29日	0129-2		3,312	425,491	灯油代(事務所暖房用) 80%	⑨	
1月31日	0131-1		4,900	420,591	新聞購読料(1月分)	⑥	
1月31日	0131-2		66,870	353,721	アルバイト料(1月分) UK	⑧	
月 計			331,342				
累 計		3,600,271	3,246,550	353,721			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2月1日				353,721	前月から繰越		
2月2日	0202		953	352,768	携帯電話料金(1月請求分) 25%	⑨	
2月4日	0204		43,540	309,228	東京出張旅費等	②	
2月10日	0210-1		3,300	305,928	さくらのレンタルサーバスタンダード サービス利用料(50%)	⑨	
2月10日	0210-2		792	305,136	COGEE USB-C(80%)	⑨	
2月10日	0210-3		6,080	299,056	固定電話料金(1月請求分)50%	⑨	
2月19日	0219		1,471	297,585	ガソリン代 25%	①	
2月21日		240		297,825	利息		
2月26日	0226		731	297,094	インターネットサービス料 (1月分)50%	⑨	
2月28日	0228-1		3,300	293,794	アルバイト料(2月分)OK	⑧	
2月28日	0228-2		59,040	234,754	アルバイト料(2月分)UK	⑧	
2月28日	0228-3		4,900	229,854	新聞購読料(2月分)	⑥	
月 計		240	124,107				
累 計		3,600,511	3,370,657	229,854			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿


会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
3月1日				229,854	前月から繰越		
3月1日	0301		400	229,454	東文堂書店への駐車料金	①	
3月2日	0302-1		2,917	226,537	携帯電話料金(2月請求分) 25%	⑨	
3月2日	0302-2		1,365	225,172	ガソリン代 25%	①	
3月3日	0303		3,312	221,860	灯油代(事務所暖房用) 80%	⑨	
3月6日	0306		1,290	220,570	レターパックライト代(議会関係資料の書店主への送付)	①	
3月10日	0310-1		2,430	218,140	第138回近畿市民派議員交流・学習会 高速料金	②	
3月10日	0310-2		4,240	213,900	コミュニティカフェ「ひとつぶの種」高速 代	①	
3月10日	0310-3		3,000	210,900	第14回 石綿問題総合対策研究会 参加費	②	
3月10日	0310-4		6,100	204,800	固定電話料金(2月請求分) 50%	⑨	
3月26日	0326		731	204,069	インターネットサービス料 (2月分)50%	⑨	
3月27日	0327		1,662	202,407	ガソリン代 25%	①	
3月31日	0331-1		19,200	183,207	ネットワークプログラムレンタル料80%	⑦	
3月31日	0331-2		1,077	182,130	携帯電話料金(3月請求分) 25%	⑨	
3月31日	0331-3		4,900	177,230	新聞購読料(3月分)	⑥	
3月31日	0331-4		65,670	111,560	アルバイト料(3月分) UK	⑧	
3月31日	0331-5		2,097	109,463	単一電池代	⑦	
3月31日	0331-6		7,474	101,989	蛍光灯代 50%	⑨	
3月31日	0331-7		99,000	2,989	議員活動報告 No.105 企画・デザイン・制 作	⑦	
月 計			226,865				
累 計		3,600,511	3,597,522	2,989			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用契約書

氏 名	[REDACTED] ([REDACTED] 生)
住 所	和泉市 [REDACTED]
下記の条件で契約する。	
雇用期間	2025年4月1日～2026年3月31日
就業場所	長谷川俊英事務所及び甲の指定する場所
業務内容	1. 堺市議会議員・長谷川俊英の政務活動補助 2. 堺市議会議員・長谷川俊英の議員活動補助 3. 長谷川俊英推せん会に関する事務 4. その他甲の指定する業務
就業時間	午前10時～午後5時 但し、甲の都合により変更することがある。
休 日	土曜・日曜・国民の休日 但し、甲の都合により休日に就業することがある。
給 与	勤務1時間につき1,200円 通勤交通費＝実費 但し、乙は勤務日報を作成して15分単位で業務内容を記録するものとし、前記業務内容1については長谷川俊英が受給する政務活動費から、その他の業務については長谷川俊英推せん会が支払う。
給与支払	前項合計額を毎月末日に現金にて支払う。
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	
本契約書は2通作成し、甲乙双方が各1通を保管する。 2025年4月1日	
雇 用 者 (甲)	長谷川俊英 
被雇用者 (乙)	[REDACTED]

雇用状況報告書

非所属クラブ

長谷川 俊英

	生 年 月 日	
非雇用者氏名	(生)	
住 所	和泉市	
雇 用 期 間	2025年4月1日 ~ 2025年6月30日	
雇 用 形 態	直接雇用	
勤 務 時 間 数	政務活動補助業務従事分 = 35 時間 30 分	
支 払 給 与 額	時給	1,200円 × 35 時間 30 = 42,600 円
	交通費	900円 × 6 日分 = 5,400 円
議 員 と の 関 係	第三者	
備 考	政務活動補助業務以外の勤務時間 = 0 時間 0 分	

	生 年 月 日	
非雇用者氏名	(生)	
住 所	大阪市	
雇 用 期 間	2025年4月1日 ~ 2025年6月30日	
雇 用 形 態	直接雇用	
勤 務 時 間 数	政務活動補助業務従事分 = 170 時間 0 分	
支 払 給 与 額	時給	1,200円 × 170 時間 = 204,000 円
	交通費	630円 × 30 日分 = 18,900 円
議 員 と の 関 係	第三者	
備 考	政務活動補助業務以外の勤務時間 = 0 時間 0 分	

雇用状況報告書

非所属クラブ

長谷川 俊英

		生 年 月 日
非雇用者氏名	()	()
住 所	和泉市	
雇 用 期 間	2025年7月1日	～ 2025年9月30日
雇 用 形 態	直接雇用	
勤 務 時 間 数	政務活動補助業務従事分 = 14 時間 分	
支 払 給 与 額	時給 1,200円 × 14 時間 0 = 16,800 円 交通費 900円 × 4 日分 = 3,600 円	
議 員 と の 関 係	第三者	
備 考	政務活動補助業務以外の勤務時間 = 2 時間 30 分	

		生 年 月 日
非雇用者氏名	()	()
住 所	大阪市	
雇 用 期 間	2025年7月1日	～ 2025年9月30日
雇 用 形 態	直接雇用	
勤 務 時 間 数	政務活動補助業務従事分 = 159 時間 30 分	
支 払 給 与 額	時給 1,200円 × 159 時間 30 = 191,400 円 交通費 630円 × 27 日分 = 17,010 円	
議 員 と の 関 係	第三者	
備 考	政務活動補助業務以外の勤務時間 = 0 時間 0 分	

雇用状況報告書

非所属クラブ 長谷川 俊英

		生 年 月 日
非雇用者氏名		(生)
住 所	和泉市	
雇 用 期 間	2025年10月1日	～ 2025年12月31日
雇 用 形 態	直接雇用	
勤 務 時 間 数	政務活動補助業務従事分 =	49 時間 分
支 払 給 与 額	時給 1,200円 × 49 時間	= 58,800 円
	交通費 900円 × 8 日分	= 7,200 円
議 員 と の 関 係	第三者	
備 考	政務活動補助業務以外の勤務時間=	5 時間 0 分

		生 年 月 日
非雇用者氏名		(生)
住 所	大阪市	
雇 用 期 間	2025年10月1日	～ 2025年12月31日
雇 用 形 態	直接雇用	
勤 務 時 間 数	政務活動補助業務従事分 =	172 時間 分
支 払 給 与 額	時給 1,200円 × 172 時間	= 206,400 円
	交通費 630円 × 29 日分	= 18,270 円
議 員 と の 関 係	第三者	
備 考	政務活動補助業務以外の勤務時間=	0 時間 0 分

雇用状況報告書

非所属クラブ 長谷川 俊英

		生 年 月 日
非雇用者氏名	()	()
住 所	和泉市	
雇 用 期 間	2026年1月1日 ~ 2026年3月31日	
雇 用 形 態	直接雇用	
勤 務 時 間 数	政務活動補助業務従事分 = 2 時間 分	
支 払 給 与 額	時給	1,200円 × 2 時間 = 2,400 円
	交通費	900円 × 1 日分 = 900 円
議 員 と の 関 係	第三者	
備 考	政務活動補助業務以外の勤務時間 = 8:00 時間 0 分	

		生 年 月 日
非雇用者氏名	()	()
住 所	大阪市	
雇 用 期 間	2026年1月1日 ~ 2026年3月31日	
雇 用 形 態	直接雇用	
勤 務 時 間 数	政務活動補助業務従事分 = 146 時間 0 分	
支 払 給 与 額	時給	1,200円 × 146 時間 = 175,200 円
	交通費	630円 × 26 日分 = 16,380 円
議 員 と の 関 係	第三者	
備 考	政務活動補助業務以外の勤務時間 = 0 時間 0 分	

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考	実働時間
				基本	時間外		
1	火						
2	水						
3	木	10:00	17:15	7:15		内政務調査活動時間	6:30
4	金						
5	土						
6	日						
7	月						
8	火						
9	水						
10	木						
11	金						
12	土						
13	日						
14	月						
15	火						
16	水						
17	木						
18	金						
19	土						
20	日						
21	月						
22	火						
23	水						
24	木						
25	金						
26	土						
27	日						
28	月						
29	火						
30	水						
合計				7:15	0:00	政務調査補助業務時間合計	6:30
出勤日数				政務内	1	政務調査外補助業務時間合計	0:00
				政務外			

確認印



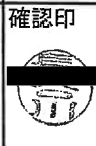
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考	実働時間
				基本	時間外		
1	木						
2	金						
3	土						
4	日						
5	月						
6	火						
7	水						
8	木						
9	金						
10	土						
11	日						
12	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
13	火						
14	水						
15	木						
16	金						
17	土						
18	日						
19	月						
20	火						
21	水						
22	木						
23	金						
24	土						
25	日						
26	月						
27	火						
28	水						
29	木						
30	金						
31	土						
合計				6:45	0:00	政務調査補助業務時間合計	6:00
出勤日数				政務内	1	政務調査外補助業務時間合計	確認印
				政務外	0		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考	実働時間
				基本	時間外		
1	日						
2	月						
3	火						
4	水						
5	木						
6	金						
7	土						
8	日						
9	月						
10	火						
11	水						
12	木						
13	金						
14	土						
15	日						
16	月	10:00	17:45	7:45		内政務調査活動時間	7:00
17	火	10:00	17:15	7:15		内政務調査活動時間	6:30
18	水	10:00	14:45	4:45		内政務調査活動時間	4:00
19	木						
20	金						
21	土						
22	日						
23	月						
24	火						
25	水						
26	木						
27	金						
28	土						
29	日						
30	月	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
合計				26:00	0:00	政務調査補助業務時間合計	23:00
出勤日数				政務内	4	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		



氏名: [Redacted]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	火	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
2	水	10:00	12:30	2:30		長谷川事務所に関する業務	2:30
3	木	10:00	14:45	4:45		内政務調査活動時間	4:00
4	金						
5	土						
6	日						
7	月						
8	火						
9	水						
10	木						
11	金						
12	土						
13	日						
14	月						
15	火						
16	水						
17	木						
18	金						
19	土						
20	日						
21	月						
22	火						
23	水						
24	木						
25	金						
26	土						
27	日						
28	月						
29	火						
30	水						
31	木						
合計				14:00	0:00	政務調査補助業務時間合計	10:00
出勤日数				政務内	2	政務調査外補助業務時間合計	2:30
				政務外	1		



氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	金						
2	土						
3	日						
4	月						
5	火						
6	水						
7	木						
8	金						
9	土						
10	日						
11	月						
12	火						
13	水						
14	木						
15	金						
16	土						
17	日						
18	月						
19	火						
20	水	13:30	15:30	2:00		内政務調査活動時間	2:00
21	木						
22	金						
23	土						
24	日						
25	月						
26	火						
27	水						
28	木						
29	金						
30	土						
31	日						
合計				2:00	0:00	政務調査補助業務時間合計	2:00
出勤日数				政務内	1	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		



氏名: XXXXXXXXXX

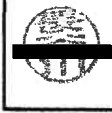
日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考	実働時間
				基本	時間外		
1	月	14:00	16:00	2:00		内政務調査活動時間	2:00
2	火						
3	水						
4	木						
5	金						
6	土						
7	日						
8	月						
9	火						
10	水						
11	木						
12	金						
13	土						
14	日						
15	月						
16	火						
17	水						
18	木						
19	金						
20	土						
21	日						
22	月						
23	火						
24	水						
25	木						
26	金						
27	土						
28	日						
29	月						
30	火						
合計				2:00	0:00	政務調査補助業務時間合計	2:00
出勤日数				政務内	1	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	水						
2	木						
3	金						
4	土						
5	日						
6	月	10:00	16:15	6:15		内政務調査活動時間	5:30
7	火						
8	水						
9	木						
10	金						
11	土						
12	日						
13	月						
14	火						
15	水						
16	木						
17	金						
18	土						
19	日						
20	月						
21	火						
22	水						
23	木						
24	金						
25	土						
26	日						
27	月						
28	火						
29	水						
30	木						
31	金						
合計				6:15	0:00	政務調査補助業務時間合計	5:30
出勤日数				政務内	1	政務調査外補助業務時間合計	0:00
				政務外			

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基本	時間外		
1	土						
2	日						
3	月						
4	火						
5	水						
6	木						
7	金						
8	土						
9	日						
10	月						
11	火	10:00	17:45	7:45		内政務調査活動時間	7:00
12	水						
13	木						
14	金						
15	土						
16	日						
17	月						
18	火						
19	水	11:00	15:00	4:00		内政務調査活動時間	4:00
20	木						
21	金	10:00	17:15	7:15		内政務調査活動時間	6:30
22	土						
23	日						
24	月						
25	火						
26	水	10:30	16:15	5:45		内政務調査活動時間	5:00
27	木						
28	金						
29	土						
30	日						
合計				24:45	0:00	政務調査補助業務時間合計	22:30
出勤日数				政務内	4	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	月						
2	火						
3	水						
4	木						
5	金						
6	土						
7	日						
8	月						
9	火						
10	水						
11	木						
12	金						
13	土						
14	日						
15	月						
16	火						
17	水						
18	木						
19	金	10:00	18:15	8:15		内政務調査活動時間	7:30
20	土	10:00	17:45	7:45		内政務調査活動時間	7:00
21	日	10:00	17:15	7:15		内政務調査活動時間	6:30
22	月	10:00	15:45	5:45		推せん会に関する業務	5:00
23	火						
24	水						
25	木						
26	金						
27	土						
28	日						
29	月						
30	火						
31	水						
合計				29:00	0:00	政務調査補助業務時間合計	21:00
出勤日数				政務内	3	政務調査外補助業務時間合計	5:00
				政務外	1		

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基本	時間外		
1	木						
2	金						
3	土						
4	日						
5	月						
6	火	10:00	16:45	6:45		長谷川事務所業務	6:00
7	水	13:30	15:30	2:00		長谷川事務所業務	2:00
8	木						
9	金						
10	土						
11	日						
12	月						
13	火						
14	水						
15	木						
16	金						
17	土						
18	日						
19	月						
20	火						
21	水						
22	木						
23	金						
24	土						
25	日						
26	月						
27	火						
28	水						
29	木						
30	金						
31	土						
合計				8:45	0:00	政務調査補助業務時間合計	0:00
出勤日数				政務内	0	政務調査外補助業務時間合計	8:00
				政務外	2		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考	実働時間
				基本	時間外		
1	日						
2	月	10:00	12:00	2:00		内政務調査活動時間	2:00
3	火						
4	水						
5	木						
6	金						
7	土						
8	日						
9	月						
10	火						
11	水						
12	木						
13	金						
14	土						
15	日						
16	月						
17	火						
18	水						
19	木						
20	金						
21	土						
22	日						
23	月						
24	火						
25	水						
26	木						
27	金						
28	土						
合計				2:00	0:00	政務調査補助業務時間合計	2:00
出勤日数				政務内	1	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基本	時間外		
1	火						
2	水	10:00	19:00	9:00		内政務調査活動時間	8:00
3	木	10:00	18:15	8:15		内政務調査活動時間	7:30
4	金	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
5	土						
6	日						
7	月	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
8	火						
9	水	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
10	木	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
11	金						
12	土						
13	日						
14	月	12:30	16:30	4:00		内政務調査活動時間	4:00
15	火						
16	水	11:00	17:15	6:15		内政務調査活動時間	5:30
17	木						
18	金						
19	土						
20	日						
21	月	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
22	火						
23	水	11:00	17:15	6:15		内政務調査活動時間	5:30
24	木						
25	金						
26	土						
27	日						
28	月	10:00	14:00	4:00		内政務調査活動時間	4:00
29	火						
30	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
合計				76:45	0:00	政務調査補助業務時間合計	69:00
出勤日数				政務内	12	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外			

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考	実働時間
				基本	時間外		
1	木						
2	金						
3	土						
4	日						
5	月						
6	火						
7	水	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
8	木						
9	金						
10	土						
11	日	13:00	16:30	3:30		内政務調査活動時間	3:30
12	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
13	火						
14	水	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
15	木						
16	金						
17	土						
18	日						
19	月	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
20	火						
21	水	10:00	17:15	7:15		内政務調査活動時間	6:30
22	木						
23	金						
24	土						
25	日						
26	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
27	火						
28	水	10:00	13:00	3:00		内政務調査活動時間	3:00
29	木						
30	金						
31	土						
合計				46:30	0:00	政務調査補助業務時間合計	42:00
出勤日数				政務内	8	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考	実働時間
				基本	時間外		
1	日						
2	月	11:00	18:15	7:15		内政務調査活動時間	6:30
3	火						
4	水						
5	木						
6	金	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
7	土						
8	日						
9	月	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
10	火						
11	水	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
12	木						
13	金						
14	土						
15	日						
16	月	09:30	16:45	7:15		内政務調査活動時間	6:30
17	火	09:30	17:15	7:45		内政務調査活動時間	7:00
18	水	09:30	16:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
19	木						
20	金						
21	土						
22	日						
23	月	11:30	17:15	5:45		内政務調査活動時間	5:00
24	火						
25	水	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
26	木						
27	金						
28	土						
29	日						
30	月	09:30	17:15	7:45		内政務調査活動時間	7:00
合計				66:30	0:00	政務調査補助業務時間合計	59:00
出勤日数				政務内	10	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考	実働時間
				基本	時間外		
1	火	9:30	17:15	7:45		内政務調査活動時間	7:00
2	水						
3	木	9:00	17:15	8:15		内政務調査活動時間	7:30
4	金						
5	土						
6	日						
7	月	11:00	17:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
8	火						
9	水	10:00	16:15	6:15		内政務調査活動時間	5:30
10	木						
11	金						
12	土						
13	日						
14	月	10:30	16:15	5:45		内政務調査活動時間	5:00
15	火						
16	水	10:30	16:15	5:45		内政務調査活動時間	5:00
17	木						
18	金						
19	土						
20	日						
21	月						
22	火						
23	水	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
24	木						
25	金						
26	土						
27	日						
28	月	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
29	火						
30	水	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
31	木						
合計				58:45	0:00	政務調査補助業務時間合計	52:00
出勤日数				政務内	9	政務調査外補助業務時間合計	確認印
				政務外			



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	金						
2	土						
3	日						
4	月						
5	火	9:00	17:15	8:15		内政務調査活動時間	7:30
6	水	9:00	17:15	8:15		内政務調査活動時間	7:30
7	木	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
8	金	9:00	16:45	7:45		内政務調査活動時間	7:00
9	土						
10	日						
11	月						
12	火	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
13	水						
14	木						
15	金						
16	土						
17	日						
18	月	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
19	火						
20	水	10:00	14:00	4:00		内政務調査活動時間	4:00
21	木						
22	金						
23	土						
24	日						
25	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
26	火						
27	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
28	木						
29	金						
30	土						
31	日						
合計				61:30	0:00	政務調査補助業務時間合計	55:30
出勤日数				政務内	9	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考	実働時間
				基本	時間外		
1	月	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
2	火						
3	水	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
4	木						
5	金						
6	土						
7	日						
8	月	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
9	火						
10	水	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
11	木						
12	金						
13	土						
14	日						
15	月	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
16	火						
17	水	10:00	16:15	6:15		内政務調査活動時間	5:30
18	木						
19	金						
20	土						
21	日						
22	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
23	火						
24	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
25	木						
26	金						
27	土						
28	日						
29	月	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
30	火						
合計				58:45	0:00	政務調査補助業務時間合計	52:00
出勤日数				政務内	9	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考	実働時間
				基本	時間外		
1	水	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
2	木						
3	金						
4	土						
5	日						
6	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
7	火						
8	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
9	木						
10	金	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
11	土						
12	日						
13	月						
14	火	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
15	水	10:30	16:15	5:45		内政務調査活動時間	5:00
16	木						
17	金	9:30	15:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
18	土						
19	日						
20	月						
21	火	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
22	水	10:30	16:15	5:45		内政務調査活動時間	5:00
23	木						
24	金						
25	土						
26	日						
27	月						
28	火						
29	水	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
30	木	11:00	17:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
31	金						
合計				69:15	0:00	政務調査補助業務時間合計	61:00
出勤日数				政務内	11	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外			

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基本	時間外		
1	土						
2	日						
3	月						
4	火	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
5	水						
6	木	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
7	金						
8	土						
9	日						
10	月	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
11	火						
12	水						
13	木	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
14	金						
15	土						
16	日						
17	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
18	火						
19	水	10:00	17:15	7:15		内政務調査活動時間	6:30
20	木						
21	金						
22	土						
23	日						
24	月						
25	火	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
26	水	10:00	16:15	6:15		内政務調査活動時間	5:30
27	木						
28	金						
29	土						
30	日						
合計				51:30	0:00	政務調査補助業務時間合計	45:30
出勤日数				政務内	8	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	月	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
2	火						
3	水	10:30	16:15	5:45		内政務調査活動時間	5:00
4	木						
5	金						
6	土						
7	日						
8	月	10:00	16:15	6:15		内政務調査活動時間	5:30
9	火						
10	水	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
11	木						
12	金						
13	土						
14	日						
15	月	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
16	火						
17	水						
18	木						
19	金	08:30	18:30	10:00		内政務調査活動時間	9:00
20	土	08:30	18:00	9:30		内政務調査活動時間	8:30
21	日	8:30	17:30	9:00		内政務調査活動時間	8:00
22	月	9:30	16:45	7:15		内政務調査活動時間	6:30
23	火						
24	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
25	木						
26	金						
27	土						
28	日						
29	月						
30	火						
31	水						
合計				73:45	0:00	政務調査補助業務時間合計	65:30
出勤日数				政務内	10	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		

確認印


氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考	実働時間
				基本	時間外		
1	木	8:00	11:00	3:00		内政務調査活動時間	3:00
2	金						
3	土						
4	日						
5	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
6	火						
7	水	11:00	17:15	6:15		内政務調査活動時間	5:30
8	木						
9	金						
10	土						
11	日						
12	月						
13	火						
14	水	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
15	木						
16	金	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
17	土						
18	日						
19	月	9:30	16:45	7:15		内政務調査活動時間	6:30
20	火						
21	水	11:00	17:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
22	木						
23	金						
24	土						
25	日						
26	月	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
27	火						
28	水						
29	木						
30	金	9:30	17:15	7:45		内政務調査活動時間	7:00
31	土						
合計				57:00	0:00	政務調査補助業務時間合計	51:00
出勤日数				政務内	9	政務調査外補助業務時間合計	確認印
				政務外			



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	日						
2	月	9:30	17:15	7:45		内政務調査活動時間	7:00
3	火						
4	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
5	木						
6	金						
7	土						
8	日						
9	月						
10	火	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
11	水						
12	木	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
13	金						
14	土						
15	日						
16	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
17	火						
18	水	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
19	木						
20	金						
21	土						
22	日						
23	月						
24	火	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
25	水	11:00	17:15	6:15		内政務調査活動時間	5:30
26	木						
27	金						
28	土						
合計				51:00	0:00	政務調査補助業務時間合計	45:00
出勤日数				政務内	8	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考	実働時間
				基本	時間外		
1	日						
2	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
3	火						
4	水	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
5	木						
6	金						
7	土						
8	日						
9	月	10:30	16:15	5:45		内政務調査活動時間	5:00
10	火						
11	水	10:30	16:15	5:45		内政務調査活動時間	5:00
12	木						
13	金						
14	土						
15	日						
16	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
17	火						
18	水	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
19	木						
20	金						
21	土						
22	日						
23	月	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
24	火						
25	水	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
26	木						
27	金						
28	土						
29	日						
30	月						
31	火	10:30	18:15	7:45		内政務調査活動時間	7:00
合計				56:45	0:00	政務調査補助業務時間合計	50:00
出勤日数				政務内	9	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		

確認印



出張報告書

2026年2月9日

非所属クラブ 長谷川俊英



出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 ①「第14回石綿問題総合対策研究会」に参加
②「武蔵野プレイス」の現地調査

2. 期間 2026年1月30日～2026年2月1日

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	1月30日（金）	13:50～17:20	東京都・東京科学大学大岡山キャンパス
②	1月31日（土）	10:00～11:35	武蔵野市・かたらいの道市民スペース
③	1月31日（土）	13:00～15:40	東京都・東京科学大学大岡山キャンパス
④	2月1日（日）	12:35～13:50	武蔵野市・武蔵野プレイス

4. 面談者（研究会中に会話しした主な方々を含む）

中皮腫・じん肺・アスベストセンター事務局長
アスベスト問題市民ネットさいたま
NPO法人ストップ・ザ・アスベスト代表
アスベスト疾患・患者と家族の会連絡会
ジャーナリスト
新生大阪アスベスト対策センター事務局長
ペルランド総合病院呼吸器外科部長
アスベスト疾患・患者と家族の会連絡会
菅 源太郎 武蔵野市議会議員
公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団職員（武蔵野プレイス担当）

5. 報告内容

別紙「第14回石綿問題総策研究会」における研修内容及び「武蔵野プレイス」における現地調査内容のとおり

2. 出張報告にかかわる領収書等の整理番号

0204

「第14回石綿問題総策研究会」における研修内容及び
「武蔵野プレイス」における現地調査内容

1. 第14回石綿問題総策研究会における研修内容

■1月30日

東京科学大学大岡山キャンパスで開催された「石綿問題総合対策研究会」に、午後日程から参加。

▼会場到着時には、セッション4「国際会議報告」の第2報告「アスベスト課題に関する Rook 会議」に参加した[]さん((株)環境管理センター)が報告中で、途中からではあるが、アメリカにおけるアスベスト対策についての興味深い話を聞くことができた。

▼続く、セッション5「既存のアスベスト管理・除去・完了検査」は、次のように展開した。

*大阪市中央卸売市場の石綿除去工事の安全性と、全国卸売市場=[](新生大阪アスベスト対策センター事務局長)

*第三者機関によるアスベスト除去工事完了検査業務=[]((株)環境科学開発研究所)

*スレート波板の劣化による降雨に伴うアスベスト散逸実態の把握=[](名古屋市環境科学調査センター)

いずれの報告も、既存建物におけるアスベストがもたらす危険性、除去の困難性、工事完了検査の重要性などについての課題を示すもの。堺市におけるアスベスト対策について、参考となる。

▼続いて、セッション6「国の取り組み」では、次の報告があった。

*大気汚染防止法に基づく石綿飛散防止対策について=[](環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室)

アスベスト対策についての環境省としての基本施策について、同省担当職員による説明を聞いた。

▼続いて、セッション7「災害・廃棄物」が、次のように展開された。

*阪神・淡路大震災における石綿被害の可能性=[](フリーライター)

*阪神大震災からのアスベスト対策と検証=[](熊本学園大学教授)

*能登半島地震を踏まえた災害時の石綿飛散防止と廃棄物対策の課題=[](国立研究開発法人国立環境研究所)

[]氏は、震災当時に神戸新聞記者として現場取材に携わり、その後も災害時におけるアスベスト対策に関心を払ってきた人。震災の石綿被曝による労災が報道で8人確認されているが、石綿健康被害救済制度を扱う独立行政法人環境再生保全機構が実施したアンケート調査への情報開示請求から、さらに多くの被害が推定されることなどを指摘。

[]氏は、阪神淡路大震災時のアスベスト飛散の教訓が、能登半島地震でのアスベスト飛散対策に生かされていないことを指摘。

[]氏は、実際に能登半島地震の現地に入って調査・対策に当たった[]氏(中皮腫・じん肺・アスベストセンター事務局長)の体験などを踏まえ、災害

ボランティアがアスベストの危険にさらされた実態などを指摘。

いずれも、災害時におけるアスベスト対策に大きな課題があるとの問題提起があった。発生予測がある南海東南海地震などに備え、堺市の災害時におけるアスベスト対策の検討を強化すべきである。

▼続くセッション8は「ポスターセッション」として、会場ロビーに展示されたポスターに関する説明が、以下のように行われた。

*相変わらず改善されていない胸膜中皮腫や肺癌に関する労災保険制度の問題点＝**〇〇〇〇**（ベルランド総合病院呼吸器外科部長）

*相変わらず改善されていない胸膜中皮腫や肺癌に関する石綿被害救済制度の問題点＝**〇〇〇〇**（ベルランド総合病院呼吸器外科部長）

*それぞれアスベスト禍＝**〇〇〇〇**（アスベスト疾患・患者と家族の会連絡会）

*レーザークリーニング技術を用いた石綿含有建材除去の試み＝**〇〇〇〇**（NTT(株)）

*事前調査報告の実態と改善のために＝**〇〇〇〇**（新生大阪アスベスト対策センター事務局長）

〇〇〇〇医師は、前任の国立病院機構山口宇部医療センター以来、胸膜中皮腫や肺癌の治療に当たり、ベルランド総合病院に着任後も同医師を頼るアスベスト被害者が多い。その実践的体験からのメッセージは重い。

また、**〇〇〇〇**氏は、夫をアスベスト疾患によって失い、その体験から多くのアスベスト被害者の救済・支援に当たっている。今回の展示は各地の被害者の苦悩を示すものであった。

〇〇〇〇氏の試みや伊藤氏の発表も含め、ロビー展示をじっくりと拝見した。

■1月31日

後記のように、明日の現場調査に備えての情報収集のため、石綿問題総合対策研究会には午後日程から参加した。

▼セッション11「石綿除去現場の実情と法規制」

*石綿除去現場の実情にみる効き目のある法規制の必要性＝**〇〇〇〇**（名城大学教授）

*建築物の解体現場周辺に居住する人々の健康リスク＝**〇〇〇〇**（東京科学大学教授）

〇〇〇〇氏は、アスベスト除去工事における大気汚染防止法の規定に違反する行為が取り締まりされていない現状に関して、除去業者、分析調査業者、建設業者を対象とするインタビュー調査を行った。その結果、「極めて幅広く違反が生じている」ことが判明。法制度の設計と現行法の改正が必要と主張。

〇〇〇〇氏は、**〇〇〇〇**氏の調査を踏まえ、作業現場、現場周辺居住者の健康リスクが最大で20倍を超えると指摘。

堺市においても、既存建物の建て替え解体時における、周辺住民、現場作業員の健康被害を防止する施策展開が迫れている。

▼セッション12「社会科学からみたアスベスト」

*ストック型被災者としてのアスベスト被害＝**〇〇〇〇**（専修大学教授）

*政策的解決過程において見えてきた社会学的課題＝**〇〇〇〇**（桜美林大学教

授)

氏は、アスベスト被害は、企業が危険性を十分に認識しながら使用を継続するなか、政府が長年にわたり十分に規制しなかったという点で、水俣病や四日市ぜんそくなどと共通する。一方、曝露形態は職場だけでなく、工場周辺の環境、家庭内、建築物内部など多岐にわたり、関連疾病の発生まで数十年を要する特徴があると主張。

氏は、アスベスト問題についての環境社会学的な研究の蓄積が少ないことから、被害構造分析を用いた被害の再分析が必要。当初、労災・職業病の問題だと認識されていたが、クボタショックによって「アスベスト公害」という新たな公害問題の原因物資と認識された。その後、救済法が制定されたが、時間の経過とともに、公害問題ではなく、再び、労災・職業病の問題への認識が変化している。また、調達工程や製造工程だけでなく、消費や廃棄の工程でも健康被害を生じさせるという、今までに経験したことがない複合ストック型災害であることから、被害については多面的な分析が必要と指摘。

堺市においても、各種の経験職業による被災に加え、麻袋加工業という地域的被害に関する考察と対応が必要となる。

▼セッション13「アスベスト問題をめぐる政策」

*国鉄元職員の遺族及びJR元職員の遺族間における救済の格差＝

(アスベスト疾患・患者と家族の会連絡会)

*忘却＝ (一般社団法人 Hi-jet アスベスト処理協会)

氏の報告によると、石綿救済法では石綿曝露が認められれば特別遺族給付金が支給される。なのに、鉄道建設・運輸施設整備機構が「石綿救済法や労災認定基準に拘束されない」としているため、旧国鉄職員の死亡診断書に「中皮腫」の記載があっても遺族救済がなされないという問題が生じているとのこと。

氏は、実際に従事した解体現場において、まったく法無視の作業が行われていることを動画で示して指摘。まさに「忘却」されている安全確保のための規制の緩さに対する警鐘を発する発言をした。いずれも、アスベスト対策をめぐる現状についての鋭い指摘であり、欧州諸国等における厳しい規制に学ぶ必要があることが認識させられた。

2. 「武蔵野プレイス」における現地調査内容

2月定例会を前にして、堺市教育委員会から、「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」が示された。その内容において、「中央図書館パブリックサービス機能」が示され、次のような記載が見られる。

*求められる施設要件

- ・利用者の利用目的に応じた居心地の良い空間
- ・交通利便性

*めざすもの

- ・交通利便性、バリアフリー、ゾーニングに配慮した場所に開架フロアを中心として整備→多様な世代のニーズに応じたサービスの提供

・快適な利用空間や、周囲の状況に応じた施設を併設→日常的な学び・活動の拠点化／市民への様々な学習機会の提供

*必要な図書館機能

- ・図書や資料の提供による個人的な学習支援機能
- ・図書や資料のほか、館（施設）を有効活用して「人が集い、交流する場所」を創出する機能
- ・場を活用した地域の課題解決につながる機能
- ・利用目的に応じた居心地の良い空間、家や学校、職場以外の第三の場（サードプレイス）としての機能

これらの記載を読み、すでにこれら機能を体現している図書館をネット検索し、また関係者からヒアリングしたところ、武蔵野市が設置している「武蔵野プレイス」が浮上した。定例会での議論に備えて事前調査しておきたいと思い、石綿問題総合対策研究会参加日程に加えることとした。

ただ、研究会翌日が日曜であるため、当該施設の視察受入は困難と判断し、現地見学のための必要情報をネット上で取得。また、旧知の同市市議からの直接情報も得るべく、前日の面談を試みた。

■1月31日

中央線・三鷹駅前の高層マンション1階部分に、武蔵野市が設置する「かたらいの道市民スペース」がある。同所にて、武蔵野市議・菅源太郎氏と面談。「武蔵野プレイス」に関する基本的情報を確認した。

■2月1日

中央線・武蔵境駅前にある「武蔵野プレイス」を訪問。

まず、同施設の指定管理者である公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団の職員が窓口を担っている3階の事務所にて、写真撮影の許可を申請した。

調査目的での撮影許可は即座に認められ、3階（ワークラウンジ）、4階（ワークテラス）、2階（コミュニケーションライブラリー）、地階1階（メインライブラリー）、地下2階（ティーンスタジオ）、1階（パークラウンジ）の順に館内をめぐり、「撮影禁止」を指定された以外の情景をカメラに収めた。

ただ、撮影許可条件として、インターネット上の利用が禁止されているため、委員会での議論の際に使用することとした。

館内を巡りながら、何よりも利用者の多さが印象に残った。

4階にある「ワーキングデスク」は40席が満席で、3階の施設予約機器の前には予約開始時刻前に長蛇の列ができていた。

2階のこども図書を配架したコーナーには「おはなしのへや」があり、その入口横には授乳室も備えている。そのためか、ベビーカーに幼児を乗せた若い世代の利用が多数見られた。

地下2階（ティーンスタジオ）は、文字通り中高生世代を利用対象としており、センター部分を占める「スタジオラウンジ」は青少年が予約なしで自由・気軽に立ち寄り、集い、憩うスペースとして設けられている。但し、この場所の撮影は禁止だった。周囲にある「オープンスタジオ」では若者たちが卓球を楽しむ姿が、また、「パフォーマンススタジオ」ではダンス、「サウンドスタジオ」では楽器演奏に興じる利用者が見られた。

図書機能は、様々な利用目的の中に溶け込んでおり、書架の高さ、構造、配置、さらに、すぐ側に設けられた閲覧スペースなど、多くの工夫が見られた。

最後に、1階玄関に近い「カフェ」の利用を試みた。利用者に人気の場所のようで満席。10分余り並んで待ってランチに。隣席では、飲食後にくつろいでいるカップルがあって、女性が編み物をしながら長時間を過ごしている様子がやや気になったが、当該施設はこのようにも利用されていると考察すべき現象かもしれない。

ともあれ、まさに「百聞は一見に如かず」。2月定例会の予算審査特別委員会での議論の素材を多く得ることができた。